

(注意)

- 該当する文字又は数字を記載すること。
- 年齢は、届出年の12月31日現在の満年齢を記載すること。
- 「免許の種別」の欄は、保有する全ての免許について記載すること。
- 「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許及び看護師免許のうち2以上の免許を有する場合について、その主たる業務の一つについて記載すること。
- 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所で業務に従事している場合については、その主たるもの一つについて記載すること。
- 「C 助産所」の「分娩の取扱いあり」「分娩の取扱いなし」については、分娩の取扱いの実績の有無にかかわらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「分娩の取扱いあり」の項目に記載すること。
- 事業所内に設置された診療所については、「B 診療所」ではなく「H 事業所」に含むものとする。
- 「E 介護保険施設等」は、「A 病院」、「B 診療所」及び「D 訪問看護ステーション」に該当するものを除くものとする。
- 「F 社会福祉施設」は、「A 病院」から「E 介護保険施設等」までに該当するものを除くものとする。

10 「雇用形態」は、次により記載すること。

- 「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指すこと。
- 「2 非正規雇用(1又は3に該当しない者)」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」に該当しない者を指すこと。
- 「3 派遣(紹介予定派遣を含む)」とは、派遣会社から派遣されている者を指すこと。

11 「常勤換算」は、「雇用形態」にかかわらず、次により記載すること。

- 「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日 勤務等)の者を指すこと。
- 「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指すこと。
- また「2 短時間労働者」は常勤換算した数値を記入すること。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、	①週2日8時間勤務の場合(アルバイト等)	
	②週5日6時間勤務の場合(育児短時間勤務等)	
$\frac{\begin{matrix} \text{①}8\text{時間} \times 2\text{日} \\ \text{②}6\text{時間} \times 5\text{日} \\ \hline 40\text{時間} \end{matrix}}{40\text{時間}} =$	① 0.4人	② 0.8人

12 「従事開始の理由」は、次により記載すること。

- 「1 新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合(ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。)を指すこと。
- 「2 再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合(ただし、「1 新規」を除く。)を指すこと。
- 「3 転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指すこと。
- 「4 その他」とは、「1 新規」、「2 再就業」及び「3 転職」のいずれにも該当しない場合を指すこと。

13 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載すること。

- 「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「指定医療機関」とは、同項第5号に規定する特定行為研修を行う者を指すこと。また、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指し、「領域別パッケージ研修」とは、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号)別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指すこと。
- 「修了した特定行為区分」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。
- 「修了した領域別パッケージ研修」の欄は、該当する全ての特定行為区分について記載すること。

第三号様式(第三十三条関係)

(保健師・助産師・看護師・准看護師) 業務従事者届

(令和2年12月31日現在)

・太線黒枠内に、3ページの注意事項と4ページの記載例を参考に、記入してください。

ふりがな	わかやま はなこ				性別	生年月日				年齢													
氏名	和歌山 花子				2	1.男 2.女	2	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 / 4.西暦	47	4	2	46											
住所	和歌山 都 道 和歌山 府 (県) 和歌山				(市) 区 小松原通1-1	町 村				保有する全ての免許について記載	令和2年12月31日現在												
免許の種別	免許交付者		都道府県名(交付者が都道府県知事の場合)		登録番号				登録年月日														
保健師	1	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事			第				1	2	3	4	5	号	2	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和	6	年	5	月	20	日	
助産師	1	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事			第				1	2	3	4	5	6	号	2	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和	7	年	5	月	10	日
看護師	1	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事			第				1	2	3	4	5	6	号	2	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和	5	年	5	月	15	日
准看護師		1.関西域連合長 2.都道府県知事			第										号		1.令和 / 2.平成 / 3.昭和		年		月		日
主たる業務	1	1.保健師業務 2.助産師業務 3.看護師業務				2つ以上の免許を有する場合、主たる業																	
業務に従事する場所	18	下記1~26のいずれかを記入してください																					
	A 病院		1 病院		14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		15 居宅サービス事業所		16 居宅介護支援事業所		17 その他												
	B 診療所		2 有床診療所		F 社会福祉施設		18 老人福祉施設		19 児童福祉施設		20 その他												
	C 助産所		3 無床診療所		4 分娩の取扱いのある助産所(開設者)		21 保健所		22 都道府県(21を除く)		23 市町村(21を除く)												
	D 訪問看護ステーション		4 分娩の取扱いのある助産所(従事者)		5 分娩の取扱いのある助産所(出張のみ)		6 分娩の取扱いのない助産所(開設者)		7 分娩の取扱いのない助産所(従事者)		8 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)												
E 介護保険施設等		5 無床診療所		6 分娩の取扱いのない助産所(従事者)		7 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		8 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)													
F 社会福祉施設		6 分娩の取扱いのある助産所(出張のみ)		7 分娩の取扱いのない助産所(開設者)		8 分娩の取扱いのない助産所(従事者)		9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		10 訪問看護ステーション(管理者)													
G 保健所、都道府県又は市町村		7 分娩の取扱いのない助産所(開設者)		8 分娩の取扱いのない助産所(従事者)		9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		10 訪問看護ステーション(従事者)		11 訪問看護ステーション(従事者)													
H 事業所		8 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		10 訪問看護ステーション(管理者)		11 訪問看護ステーション(従事者)		12 介護老人保健施設													
I 看護師等学校養成所又は研究機関		9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)		10 訪問看護ステーション(管理者)		11 訪問看護ステーション(従事者)		12 介護老人保健施設		13 介護医療院													
J その他		10 訪問看護ステーション(管理者)		11 訪問看護ステーション(従事者)		12 介護老人保健施設		13 介護医療院		26 その他()													
K その他		11 訪問看護ステーション(従事者)		12 介護老人保健施設		13 介護医療院		26 その他()		2つ以上の場所で従事している場合、主たる場所を記載													
L その他		12 介護老人保健施設		13 介護医療院		26 その他()		2つ以上の場所で従事している場合、主たる場所を記載		正規雇用…施設が直接雇い入れ、契約期間が限定されていない。非正規雇用…正規雇用・派遣以外派遣…派遣会社から派遣													
M その他		13 介護医療院		26 その他()		2つ以上の場所で従事している場合、主たる場所を記載		フルタイム労働者より労働時間が短い方。(常勤換算)短時間労働者の1週間あたりの労働時間÷フルタイム労働者の1週間あたりの所定労働時間		小数点以下第2位を四捨五入													
N その他		26 その他()		フルタイム労働者より労働時間が短い方。(常勤換算)短時間労働者の1週間あたりの労働時間÷フルタイム労働者の1週間あたりの所定労働時間		小数点以下第2位を四捨五入		新規：免許取得後、初めて就業した場合		再就業：就業する前の1年間、看護職員として従事していない場合													
O その他		フルタイム労働者より労働時間が短い方。(常勤換算)短時間労働者の1週間あたりの労働時間÷フルタイム労働者の1週間あたりの所定労働時間		小数点以下第2位を四捨五入		新規：免許取得後、初めて就業した場合		再就業：就業する前の1年間、看護職員として従事していない場合		転職：就業する前の1年間、看護職員として従事している場合													
P その他		新規：免許取得後、初めて就業した場合		再就業：就業する前の1年間、看護職員として従事していない場合		転職：就業する前の1年間、看護職員として従事している場合		産前産後休暇中、育児休暇中 等について記載															
所在地		コード	2ページ下の勤務地コード票を参照の上、記入してください		1		1	和歌山	(市) 町 村	小松原通1-1													
名称		和歌山県福祉保健部健康局医務課				電話番号		(073-441-2605)															
雇用形態		1	1. 正規雇用 2. 非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3. 派遣(紹介予定派遣を含む)																				
常勤換算		1	1週間あたりの所定労働時間が40時間程度(1日8時間・週5日勤務)																				
常勤換算数		0.	上記「常勤換算」で「2. 短時間労働者」を選択された方は記入してください(常勤換算数の算出については、2ページ下の注意事項を参考に記入してください)																				
従事期間		3	1. 1年未満 2. 1年以上2年未満 3. 2年以上																				
従事開始理由		上記「従事期間」で「1. 1年未満」又は「2. 1年以上2年未満」を選択された方は記入してください																					
特定行為研修の修了の有無		2	1. 新規 2. 再就業 3. 転職 4. その他																				
看護師の特定行為研修の修了状況		該当する全ての特定行為区分、領域別パッケージ研修について、記入してください																					
修了した特定行為区分		<ul style="list-style-type: none"> 1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 4 循環器関連 5 心臓ドレーン管理関連 6 胸腔ドレーン管理関連 7 腹腔ドレーン管理関連 8 ろう孔管理関連 9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 11 創傷管理関連 12 創部ドレーン管理関連 13 動脈血液ガス分析関連 14 透析管理関連 15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 16 感染に係る薬剤投与関連 17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 18 術後疼痛管理関連 19 循環動態に係る薬剤投与関連 20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連 25 救急領域 26 外科系基本領域 27 集中治療領域 																					
修了した領域別パッケージ研修		<ul style="list-style-type: none"> 22 在宅・慢性期領域 23 外科術後病棟管理領域 24 術中麻酔管理領域 25 救急領域 26 外科系基本領域 27 集中治療領域 																					
備考																							